

## 11 災害時の石油製品の供給拠点における燃料備蓄等への支援について

東日本大震災では、東北、関東地方の広い地域で油槽所や鉄道等が被害を受けたことにより、石油製品の供給が困難となった。また、給油所では在庫が限られている状況下で供給の継続に努めたが、在庫が尽きた給油所も発生した。

地震等の災害時に地域の石油製品の供給拠点となる給油所において、平時から一定量の流通在庫の備蓄を行うことは、首都直下地震や糸魚川－静岡構造線断層帯の地震あるいは豪雪災害等により石油製品の供給が途絶えるおそれのある関東地方においてとりわけ重要である。

国では、平成25年度補正予算において「災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業」を創設したが、事業期間が平成30年度までとなっていることや、備蓄量が十分ではない地域もあり、平成31年度以降、必要な備蓄量の確保に支障を来すおそれがある。

災害時において緊急車両や避難所・医療機関等に対して優先的に燃料を供給するとともに、一般住民も給油できる体制を整えることは、国民生活や経済活動の安定のため、国が責任をもって取り組むべき課題である。

については、地域の実情を踏まえ、災害時の石油製品の供給拠点における燃料備蓄及び流通体制に関する次の事項について特段の措置を講じられたい。

### 1 災害時に備えた燃料備蓄

- (1) 「災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業」による燃料備蓄を平成31年度以降も継続すること。
- (2) 中核SS・小口燃料配達拠点の新たな整備や燃料備蓄も補

助対象とすること。

(3) 住民拠点 S S の燃料備蓄も補助対象とすること。

## 2 石油製品の流通体制の構築

備蓄燃料が尽きた場合でも継続的に燃料供給が行えるよう、輸送手段の確保等、石油製品の流通体制を整備すること。